

# 産業技術実用化開発助成事業

## 民間企業、研究開発型ベンチャーの実用化開発を支援



### 1 事業の概要

本事業は、経済社会の持続的な発展を達成するため、科学技術基本計画において示された重点化指針に対応した技術課題等に係る実用化開発を行う民間企業に対し助成し、その実用化を支援するものです。

これにより、産業技術力を強化し、社会的ニーズ

に対応する技術課題への重点的な取り組みを促進し、新市場の開拓を可能とする技術開発成果を実用化して社会に普及することを目的としています。本事業は以下の3事業からなります。

#### ◆次世代戦略技術実用化開発助成事業（次世代戦略技術枠） **今年度新設**

次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す実用化技術の開発を実施する民間企業を支援します。  
主な要件：日本に登録されている企業、日本国内に主たる技術開発の拠点を有すること等

#### ◆産業技術実用化開発助成事業（産業技術枠）

助成事業による研究開発終了後3年以内で実用化可能な新規性のある実用化技術の開発を実施する民間企業を支援します。

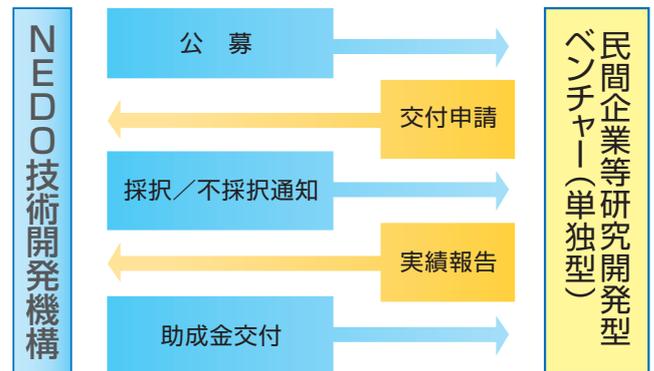
主な要件：日本に登録されている資本金300億円未満の企業、日本国内に主たる技術開発の拠点を有すること等

#### ◆研究開発型ベンチャー技術開発助成事業（研究開発型ベンチャー枠（単独申請型））

既存企業からのスピンオフおよび大学発等の研究開発型ベンチャー企業が実施する実用化開発を支援します。

主な個別要件：設立後10年以内、資本金が3億円以下もしくは従業員が300人以下等

※それぞれの詳細要件は各「公募要領」をご覧ください。



### 2 事業に応募される方へ

#### 2.1. 応募事業者の要件

助成対象事業者としては、次の要件を満たすことが必要です。

- ・日本に登録されている企業であって、日本国内に申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。ただし、産業技術枠の実用化開発については、資本金300億円未満の企業に限る。
- ・助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ・助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理

的基礎を有すること。

- ・助成対象事業に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有すること
- ・助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ・設立後10年以内、資本金が3億円以下、従業員が300人以下の企業であること。（研究開発型ベンチャー枠（単独申請型））

※ここで紹介した応募者の要件は4事業の主な応募者要件です。詳細は各公募要領でそれぞれご確認ください。

## 2.2. 実用化開発の課題

実用化開発の課題は、科学技術基本計画において示された重点化指針等に対応した技術課題とします。

- ◇ ライフサイエンス分野
- ◇ 情報通信分野
- ◇ 環境分野
- ◇ ナノテクノロジー・材料分野
- ◇ エネルギー分野
- ◇ 製造技術分野
- ◇ 社会基盤分野
- ◇ フロンティア分野

なお、ヒトクローン、治験を伴う開発等の経済産業省所管以外の技術開発および原子力に関する技術開発を除きます。

## 2.3. 研究開発の期間及び助成額

### ◇次世代戦略技術実用化開発助成事業 **今年度新設**

- ・ 事業期間は2年間とします
- ・ 事業期間は年度ごとの助成期間からなり、助成期間ごとに交付決定を行います。
- ・ 助成率は、助成対象費用の2/3以内とします。
- ・ 1件につき助成金の額の上限は年間1億円以内とし、事業期間総額で2億円以内とします。

### ◇産業技術実用化開発助成事業

- ・ 事業期間は2年間とします
- ・ 事業期間は年度ごとの助成期間からなり、助成期間ごとに交付決定を行います。
- ・ 助成率は、助成対象費用の1/2以内とします。
- ・ 1件につき助成金の額の上限は年間1億円以内とし、事業期間総額で2億円以内とします。

### ◇研究開発型ベンチャー技術開発助成事業（単独申請型）

- ・ 事業期間は2年間とします
- ・ 事業期間は年度ごとの助成期間からなり、助成期間ごとに交付決定を行います。
- ・ 助成率は、助成対象費用の2/3以内とします。

- ・ 1件につき助成金の額の上限は年間1億円以内とし、事業期間総額で2億円以内とします。

※ただし、平成17年度より、いずれの枠においても学術機関等との共同研究費は定額助成とします。

## 2.4. 応募の時期及び手続き

平成16年度からは年2回の公募としています。公募開始はNEDO技術開発機構ホームページでお知らせします。併せて、公募の開始の1ヵ月前に公募開始予告もお知らせします。

公募開始とともに、各事業の〈公募要領〉をNEDOホームページに掲載しますので、それに従い、指定の提出書類を指定の期日までに提出して頂きます。

## 2.5. 採否決定の方法及び時期

提出頂いた申請書類の審査によって採否を決定します。審査の詳細は「公募要領」に記載します。

採否の通知は、公募期間の終了日から3ヶ月以内にお知らせします。なお、採択に際しては、NEDOが採択に係る条件を提示する場合があります。（条件を承諾いただけない場合は不採用となります。）

## 2.6. 採択された事業の名称、事業者名及び事業概要の公表

提出書類は、NEDOで保管し、採否の審査に使用します。採択が決定した場合は、採択された事業の名称、事業者名及び事業の概要を、NEDOホームページに記載するとともに、新聞発表します。

## 2.7. 採択決定後の手続き

採択決定後は、NEDOより「交付決定通知書」を発行します。本通知書の受領後は速やかに事業に着手してください。「交付決定通知書」の発行にあたり、NEDOにて申請後の査定を行うことがあります。

## 2.8. 事業実施に際しての義務

「産業技術実用化開発費助成金交付規程」に従い、交付申請書の記載事項に基づいて、事業を実施して頂きます。交付規程に違反する場合は、交付決定の取消し又は支払われた助成金の返還等を求めること

があります。なお、各年度終了時に提出が必須となっている主な報告書は下記のとおりです。

- ◇「実績報告書」……………各年度終了時
- ◇「工業所有権等届出書」…各年度終了時及び  
助成期間終了後5年間

◇「企業化状況報告書」……助成期間終了後5年間

## 2.9.応募及び採択の件数

応募件数及び採択件数は以下の通りです

年 度	応 募	採 択	倍 率
平成10年度	23	4	5.8
平成10年度(補正)	70	36	1.9
平成11年度	25	6	4.2
平成11年度(二次補正)	129	30	4.3
平成12年度	183	34	5.4
平成13年度	157	30	5.2
平成13年度二次	28	8	3.5
平成14年度短期即効型	25	12	2.1
平成14年度	130	27	4.8
平成14年度二次	26	6	4.3
平成15年度	135	21	6.4
平成15年度 スピンオフベンチャー 大学等発ベンチャー	80	8	10.0
平成16年度(第1回)	87	17	5.1
平成16年度(第1回) ベンチャー(単独型)	49	10	4.9
平成16年度(第1回) ベンチャー(コンソ型)	12	1	12.0
平成16年度(第2回)	90	19	4.7
平成16年度(第2回) ベンチャー(単独型)	67	10	6.7
平成16年度(第2回) ベンチャー(コンソ型)	3	1	3.0
平成17年度(第1回)	54	9	6.0
平成17年度(第1回) ベンチャー(単独型)	45	7	6.4
平成17年度(第1回) ベンチャー(コンソ型)	4	1	4.0
平成17年度(第1回)次世代	39	12	3.3

## 3 詳細・最新の情報の入手・問合せ

研究開発推進部 実用化助成グループ

電話：044-520-5173

FAX：044-520-5178

URL：<http://www.nedo.go.jp/kengyou/gyoumuka/jyoseijigyoku/page/index.htm>

※この事業は個別にパンフレットを発行しています。担当部署にご請求下さい。